

厚岸町規則第 3 号

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成 27 年 2 月 9 日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（平成20年厚岸町規則
第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「条例」という。」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（準用規定）

第 2 条 厚岸町企業職員の給与の支給に関し必要な事項については、職員の給与に関
する条例（昭和26年厚岸町条例第 1 号）第 1 条に規定する職員に適用される規定の
例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。